

令和2年度 小美玉市都市計画審議会委員名簿

令和3年1月8日付

	氏 名	役 職	委嘱年月日	備 考
識見を有するもの	石川 和宏	会 長	R2. 12. 15	水戸商工会議所専務理事
	村尾 實	副会長	R2. 12. 15	
	石崎 渡		R2. 12. 15	
市議会議員	笹目 雄一		H24. 2. 22	小美玉市議会議長
	福島ヤヨヒ		H24. 12. 7	小美玉市議会議員
	市村 文男		H27. 4. 22	小美玉市議会議員
	荒川 一秀		R2. 1. 31	小美玉市議会議員
関係行政機関 又は茨城県の職員	磯辺 隆		R2. 1. 31	小美玉市農業委員会会長
	飯田 勤		R3. 1. 8	石岡台地土地改良区常務理事
小美玉市の住民	稲田 弘		R2. 12. 15	
	坂 簡二		R2. 12. 15	

小美玉市都市計画審議会条例 一抜粋一

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 4人以内
- (2) 市議会議員 4人以内
- (3) 関係行政機関又は茨城県の職員 3人以内
- (4) 小美玉市の住民 4人以内

2 前項第1号及び第4号に掲げる者につき任命された委員の任期は、2年とする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第2号及び第3号に掲げる委員が、その職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、第3条第1項第1号に掲げる委員のうちから委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。